

答 申 情 第 2 0 4 号
令 和 7 年 9 月 1 7 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年10月30日付け保健健第298号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務に係る文書の公文書一部公開決定事案（諮問情第309号）

1 審議会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定は、妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和6年5月17日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、以下の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

・健康長寿企画課が保有する令和5年度「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務の報告書

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、令和5年度「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務に係る通報対応報告（以下「本件公文書1」という。）、監視業務報告（以下「本件公文書2」という。）、問合せ一覧（以下「本件公文書3」という。）、喫煙可能室設置施設届出書一覧（以下「本件公文書4」という。）の4件の公文書（以下まとめて「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和6年7月3日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

ア 本件公文書1

条例第7条第1号、第3号及び第6号に該当

「担当者」欄のうち、法人担当者氏名については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるとともに、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第1号及び第3号に該当）。

「通報者施設名称（上段）、通報者氏名（下段）」欄及び「通報者電話番号もしくは通報者メールアドレス」欄のうち、個人が識別できる情報が記載されている欄並びに「通報内容」欄については、公開することにより、通報者が通報することをためらい、受動喫煙防止対策に係る監視・指導業務における正確な事実の把握が困難になるなど、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）。

「施設名称」欄、「連絡先」欄（ただし官公庁・自治体またはそれが運営する学校及び通報施設が特定できない名称で記載されているものを除く）及び「対応状況

詳細」欄については、公開することにより、通報対象者から調査に対する任意の協力を得られなくなるなど、今後の監視・指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）。

「京都市様からの対応指示」欄及び「期日」欄については、公開することにより、指導に対する一時的な対策を講じられるなど、今後の監視・指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）。

イ 本件公文書2

条例第7条第1号、第3号及び第6号に該当

「調査担当者」欄及び「応対者」欄のうち、法人担当者の氏名が記載された欄については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるとともに、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第1号及び第3号に該当）。

「店舗名」欄、「京都市提供住所2」欄、「google 認識住所」欄及び「電話番号」欄については、特定の飲食店が違反状態にあるか否かの事実が公となっていないことから、当該情報を公開することにより、本市に対する信頼を損ね、相手方から任意の協力を得られなくなるなどにより、今後の監視・指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第7条第6号に該当）。

「指導」欄、「指導内容」欄、「調査メモ（訪問）」欄、「調査メモ（電話）」欄及び「調査メモ（その他）」欄については、行政指導に係る情報が具体的に記載されており、公開することにより、今後の行政指導業務に支障が生じるおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）。

ウ 本件公文書3

条例第7条第1号、第3号及び第6号に該当

「担当者」欄については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるとともに、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第1号及び第3号に該当）。

問合せを行った者の氏名、所属先、電話番号、メールアドレス、内容及び回答の一部のうちその者を特定できる情報については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、一般に情報が公開されることを予定していないため、公開することにより、今後の問合せ対応業務の適正な遂行に支障

を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第1条及び第6号に該当）。

問合せを行った法人等の名称及び電話番号、内容及び回答の一部のうち当該法人を特定できる情報は、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、一般に情報が公開されることを予定していないため、公開することにより、今後の問合せ対応業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第3条及び第6号に該当）。

個人の内心に関する部分及び路上喫煙に係る通報対象となった個人を特定し得る情報等については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（条例第7条第1号に該当）。

路上喫煙に係る通報対象となった法人等の名称、所在地に関する情報、京都市受動喫煙防止・相談届窓口宛てではないメール内容等については、公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第3号に該当）

内容及び回答の一部のうち、通報及びそれに対する指導に係る内容については、当該内容を公開することにより、指導に対する一時的な対策を講じられるなど、今後の監視・指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）。

エ 本件公文書4

条例第7条第1号及び第3号に該当

届出者氏名及び個人の連絡先並びに管理権原者欄のうち、氏名（ただし、法人代表者氏名を除く）、住所及び連絡先並びに備考欄については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるとともに、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第1号及び第3号に該当）。

- (3) 審査請求人は、令和6年10月3日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分のうち本件公文書1～4の一部を非公開とした部分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

なお、弁明書の記載には非公開の根拠となる条例の条項につき、誤記と思われる箇所が存在したが、これらについては当審議会において、主張内容から推測される条項によるものであると判断し、記載を補正の上、審議判断した。

(1) 本件公文書について

本市では、受動喫煙防止対策を目的として、市民からの通報を受け、対象となる施設等への指導や、飲食店等の監視を行うことを株式会社 J T B 京都支店（以下「委託先」という。）に委託している。

本件公文書 1 については、委託先から本市に提出を受けた市民からの通報内容及び対応経過を記したもの、本件公文書 2 は、飲食店等の監視業務を記録したもの、本件公文書 3 は、市民や事業所等からの問合せについて一覧表にして記したもの、本件公文書 4 は、喫煙可能室の設置を届け出た既存特定飲食提供施設の一覧であり、これらを本件請求に係る文書として特定したものである。

(2) 本件公文書 1 について

審査請求人は、本件公文書 1 のうち、「担当」欄、「通報者施設名称（上段）通報者氏名（下段）」欄、「通報者電話番号もしくは通報者メールアドレス」欄、「施設名称」欄、「連絡先」欄、「通報内容」欄、「京都市様からの対応指示」欄、「期日」欄及び「対応状況詳細」欄について、非公開とした箇所の公開を求めている。

本件公文書 1 には、健康増進法に定める受動喫煙防止対策に係る通報対応を受け付けた内容が記載されており、非公開とした項目及び理由については、以下のとおりである。

ア 「担当」欄には、本市及び当該業務の委託先で、通報を受けた担当者名が記載されているが、委託先の法人担当者氏名については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は委託先法人名と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるとともに、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第 7 条第 1 号及び第 3 号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

イ 「通報者施設名称（上段）通報者氏名（下段）」欄及び「通報者電話番号もしくは

通報者メールアドレス」欄のうち個人が識別できる情報が記載されている欄については、公開することにより、通報者が、今後通報することをためらうことから、受動喫煙防止対策に係る監視・指導業務における正確な事実の把握が困難になるなど、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

ウ 「施設名称」欄、「連絡先」欄（ただし官公庁・自治体またはそれが運営する学校及び通報施設が特定できない名称で記載されているものを除く）、「通報内容」欄、「京都市様からの対応指示」欄、「期日」欄及び「対応状況詳細」欄について、通報対象となった法人等の名称や指導内容、相手方の反応などが記載されており、公開することにより、行政指導の対象となった者が今後の調査や指導において対応に応じなくなるおそれや、調査・指導前に一時的な是正対応を講じられてしまう可能性が生じ、正確な違反状態の把握に支障が生じる蓋然性がある。

一般に、行政指導により、いかに法令違反の解消を実現させられるかについては、当然、その手法や手段の有効性の確保が重要になる。また、相手方の任意の協力がなければ指導の目的を達成することは困難であり、処分庁と相手方の信頼関係の構築も重要なものであることから、行政指導の対象となった者に関する情報を公開すると、相手方との信頼を損ない、協力が得られなくなることによって指導が停滞することは否定できないため、条例第7条第6号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

(3) 本件公文書2について

審査請求人は、本件公文書2のうち、「店舗名」欄、「京都市提供住所2」欄、「google認識住所」欄、「電話番号」欄、「調査担当」欄、「応対者」欄、「指導」欄、「指導内容」欄、「調査メモ（訪問）」欄、「調査メモ（電話）」欄及び「調査メモ（その他）」欄について、非公開とした箇所の公開を求めている。

本件公文書2には、本市が指定する飲食店について、健康増進法に定める受動喫煙防止対策の措置状況の調査を行い、必要に応じて法制度の周知を行ったことが記載されており、非公開とした項目及び理由については、以下のとおりである。

ア 「調査担当」欄及び「応対者」欄のうち、法人担当者の氏名が記載された欄については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は委託先法人名や本件公文書2の他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるとともに、公開することにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号及び第3号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

イ 「店舗名」欄、「京都市提供住所2」欄、「google 認識住所」欄及び「電話番号」欄については、特定の飲食店が違反状態にあるか否かの事実が公となっていないことから、当該情報を公開することにより、本市に対する信頼を損ね、相手方から任意の協力を得られなくなるなどにより、今後の監視・指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

ウ 「指導」欄、「指導内容」欄、「調査メモ（訪問）」欄、「調査メモ（電話）」欄及び「調査メモ（その他）」欄については、行政指導に係る情報が具体的に記載されており、公開することにより、前述の4(2)ウに記載のとおり、今後の行政指導業務に支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

(4) 本件公文書3について

審査請求人は、本件公文書3のうち、「担当」欄、「名称」欄、「電話番号/メールアドレス」欄、「相手方氏名（敬称略）」欄、「内容」欄及び「回答」欄について、非公開とした箇所の公開を求めている。

本件公文書3には、健康増進法に定める受動喫煙防止対策に係る市民や事業所等からの問合せを受け付けた内容が記載されており、非公開とした項目及び理由については、以下のとおりである。

ア 「担当」欄については、当該業務の委託先で、問合せの対応を行った委託先の法人担当者の氏名が記載されている。当該情報は個人に関する情報であって、情報そのものにより又は委託先法人名と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるとともに、公開することにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号及び第3号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

イ 「名称」欄、「電話番号/メールアドレス」欄、「相手方氏名（敬称略）」欄のうち、問合せ者の所属先、電話番号またはメールアドレス及び問合せ者氏名については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるとともに、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号及び第3号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

ウ 「名称」欄、「電話番号/メールアドレス」欄、「相手方氏名（敬称略）」欄のうち、問合せ者が所属する法人名、電話番号またはメールアドレス及び問合せ者については、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、一般に情報が公開されることを予定していないため、公開されたくないと思う者からは問合せをすることをためられる可能性もあり、今後の問合せ対応業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第3号及び第6号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

エ 「内容」欄のうち、個人の内心に関する部分及び路上喫煙に係る通報対象となった個人を特定し得る情報等については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

また、路上喫煙に係る通報対象となった法人等の名称、所在地に関する情報、京都市受動喫煙防止・相談届窓口宛てではないメール内容等については、公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

オ 「内容」欄及び「回答」欄のうち、通報及びそれに対する指導に係る内容については、当該内容を公開することにより、前述の4(2)ウに記載のとおり、今後の監視・指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

(5) 本件公文書4について

審査請求人は、本件公文書4のうち、「届出者」欄、「氏名（法人名）」欄、「郵便番号2」欄、「住所3」欄、「電話番号4」欄、「担当者名」欄、「職名」欄及び「電話番号5」欄について、非公開とした箇所の公開を求めている。

本件公文書4には、喫煙可能室の設置を届け出た既存特定飲食提供施設の情報が記載されており、非公開とした項目及び理由については、以下のとおりである。

ア 「届出者」欄、「氏名（法人名）」欄（ただし、法人代表者氏名を除く）、「郵便番号2」欄、「住所3」欄、「電話番号4」欄、「担当者名」欄、「職名」欄及び「電話番号5」欄については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は当該法人名と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるとともに、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条

例第7条第1号及び第3号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

- (6) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 全部公開を求める。
- (2) 京都市情報公開条例第7条第1，3，6号に該当しないため。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書のうち、本件公文書1は、委託先から京都市に提出された市民からの通報内容及び対応経過を記したもの、本件公文書2は、飲食店等の監視業務を記録したもの、本件公文書3は、市民や事業所等からの問合せについて一覧表にして記したもの、本件公文書4は、喫煙可能室の設置を届け出た既存特定飲食提供施設を一覧にしたものである。

以下では、本件公文書の非公開部分に係る情報につき、条例第7条第1号、第3号、第6号に該当するものであるのかを検討する。

(2) 条例第7条第1号に該当することについて

ア 処分庁は本件公文書について以下のとおり主張している。

- (ア) 「担当者」欄、「調査担当者」欄及び「応対者」欄のうち、法人担当者氏名については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるとともに、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第1号及び第3号に該当）。

- (イ) 問合せを行った者の氏名、所属先、電話番号、メールアドレス、内容及び回答の一部のうちその者を特定できる情報については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別するこ

とができるもの、又は特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、一般に情報が公開されることを予定していないため、公開することにより、今後の問合せ対応業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第1号及び第6号に該当）。

(ウ) 個人の内心に関する部分及び路上喫煙に係る通報対象となった個人を特定し得る情報等については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（条例第7条第1号に該当）。

(エ) 届出者氏名及び個人の連絡先並びに管理権原者欄のうち、氏名（ただし、法人代表者氏名を除く）、住所及び連絡先並びに備考欄については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるとともに、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第1号及び第3号に該当）。

イ 一方、審査請求人は、これらの情報につき京都市情報公開条例第7条第1号に該当しないと主張する。

ウ 条例第7条第1号は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益の保護に最大限の配慮をするために、特定の個人を識別することができるもの等を原則として非公開とすることを定めたものであり、「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日、その他の記述等により、特定の個人が明らかに識別され、又は識別される可能性がある場合をいう。

エ 当審議会において本件公文書を見分したところ、本件公文書1では、通報を受理した委託先担当者の氏名、通報者の氏名及び連絡先、通報対象となった施設の対応者の氏名及び性別並びに連絡先が非公開とされていることが認められた。本件公文書2では、飲食店等の監視業務の委託先調査担当者の氏名、調査対象店舗の担当者の氏名及び性別が非公開とされていることが認められた。本件公文書3では、問い合わせを受理した委託先担当者の氏名、問合せを行った者の氏名及び連絡先、問合せに関連する第三者の氏名及び連絡先、個人の内心に関する部分及び受動喫煙に係る通報対象となった個人を特定し得る情報が非公開とされていることが認められた。本件公文書4では、喫煙可能施設設置届の届出者氏名及び連絡先、管理者の氏名及び役職並び

に連絡先が非公開とされていることが認められた。

カ これらの情報には、単独では必ずしも特定の個人が識別されないものが含まれているが、他の情報と照合することにより容易に特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報と併せて全体として個人情報に該当すると判断する。よって、上記(2)エで確認した情報については、条例第7条第1号に該当する。

(3) 条例第7条第3号に該当することについて

ア 処分庁は本件公文書について以下のとおり主張している。

(ア) 問合せを行った法人等の名称及び電話番号、内容及び回答の一部のうち当該法人を特定できる情報は、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、一般に情報が公開されることを予定していないため、公開することにより、今後の問合せ対応業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第3号及び第6号に該当）。

(イ) 路上喫煙に係る通報対象となった法人等の名称、所在地に関する情報、京都市受動喫煙防止・相談届窓口宛てではないメール内容等については、公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第3号に該当）

イ 一方、審査請求人は、これらの情報につき京都市情報公開条例第7条第3号に該当しないと主張する。

ウ 条例第7条第3号は、法人その他の団体又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報について、非公開とすることを定めたものである。

エ 当審議会において本件公文書を見分したところ、本件公文書1では、通報の対象となった施設の名称及び連絡先が非公開とされていることが認められた。本件公文書3では、問合せを行った法人等の名称及び連絡先、受動喫煙に係る通報対象となった法人等の名称及び連絡先、その他当該法人等を特定できる情報が非公開とされていることが認められた。

オ 受動喫煙に係る通報対象となった法人等の名称及び連絡先、その他当該法人等を特定できる情報については、通報内容と相まって、当該法人等が受動喫煙防止対策を怠っているかのような印象を与える等の風評被害によって、当該法人等の事業活動に悪

影響を及ぼす等、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断する。また、問い合わせを行った法人等の名称及び連絡先については、問い合わせ内容と相まって、特定の法人等の受動喫煙防止対策に対する姿勢や問題意識、具体的な取組状況等が明らかとなり、風評被害によって当該法人等の事業活動に悪影響を及ぼす等、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断する。

よって、上記(3)エで確認した情報については、条例第7条第3号に該当する。

(4) 条例第7条第6号に該当することについて

ア 処分庁は本件公文書について以下のとおり主張している。

(ア) 「通報者施設名称（上段）、通報者氏名（下段）」欄及び「通報者電話番号もしくは通報者メールアドレス」欄のうち、個人が識別できる情報が記載されている欄並びに「通報内容」欄については、公開することにより、通報者が通報することをためらい、受動喫煙防止対策に係る監視・指導業務における正確な事実の把握が困難になるなど、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）。

(イ) 「施設名称」欄、「連絡先」欄（ただし官公庁・自治体またはそれが運営する学校及び通報施設が特定できない名称で記載されているものを除く）及び「対応状況詳細」欄については、公開することにより、通報対象者から調査に対する任意の協力を得られなくなるなど、今後の監視・指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）。

(ウ) 「京都市様からの対応指示」欄及び「期日」欄については、公開することにより、指導に対する一時的な対策を講じられるなど、今後の監視・指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）。

(エ) 「店舗名」欄、「京都市提供住所2」欄、「google 認識住所」欄及び「電話番号」欄については、特定の飲食店が違反状態にあるか否かの事実が公となっていないことから、当該情報を公開することにより、本市に対する信頼を損ね、相手方から任意の協力を得られなくなるなどにより、今後の監視・指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第7条第6号に該当）。

(オ) 「指導」欄、「指導内容」欄、「調査メモ（訪問）」欄、「調査メモ（電話）」欄及び「調査メモ（その他）」欄については、行政指導に係る情報が具体的に記載されており、公開することにより、今後の行政指導業務に支障が生じるおそれがあるため（条

例第 7 条第 6 号に該当)。

(カ) 内容及び回答の一部のうち、通報及びそれに対する指導に係る内容については、当該内容を公開することにより、指導に対する一時的な対策を講じられるなど、今後の監視・指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第 7 条第 6 号に該当）。

イ 一方、審査請求人は、これらの情報につき京都市情報公開条例第 7 条第 6 号に該当しないと主張する。

ウ 条例第 7 条第 6 号は、本市等が行う事務事業の中には、監査、契約、調査に係る事務など、当該事務又は事業の性質上、公開することによって、その目的が損なわれたり、公正かつ適切な執行が妨げられるものがあるため、これらに係る情報について、非公開とすることを定めたものである。

エ 当審議会において本件公文書を見分したところ、本件公文書 1 では、通報内容、処分庁からの指示及び対応期日、対応状況の詳細が非公開とされていることが認められた。本件公文書 2 では、監視対象となる店舗の名称及び連絡先、措置及び指導の内容、調査の経過が非公開とされていることが認められた。本件公文書 3 では、措置及び指導の内容等が含まれる問合せ内容及び回答が非公開とされていることが認められた。

オ 一般に、法令等の違反を発見した者が通報を行う制度においては、通報者は自らの通報内容等が公にされることを予定していないため、通報者に関する情報を公開することで、通報者が不当な批判や通報対象者からの報復等を受けるおそれがあり、そのために市民が通報をためらう可能性は否定できない。その結果として、受動喫煙防止対策に係る情報が収集できなくなり、当該通報制度が形骸化するなど、業務に支障が生じるおそれがあると認められる。

受動喫煙防止対策業務においては、法令等の違反を解消することを目的とし、通報対象者や監視対象者に対し指導や調査を行っていることから、通報対象者等に関する情報は、行政指導の対象となった者としての性質を有する情報であると認められる。一般に、行政指導において法令違反の状態の解消を実現させるためには、その手法や手段の有効性の確保が重要であり、相手方の任意の協力がなければ指導の目的を達成することが困難であることから、処分庁と相手方の信頼関係の構築が重要である。行政指導の対象者に関する情報を公開すると、相手方との信頼関係が破綻し、任意の協力が得られなくなり、これにより指導が停滞する可能性は否定できない。

また、対応状況の詳細、措置・指導内容や調査の経過等を公開すると、今後、調査の

妨害や違反の巧妙な隠蔽が行われることが想定され、受動喫煙防止対策業務に関する違反指導業務における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

よって、上記(4)エで確認した情報については、条例第7条第6号に該当する。

(5) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和6年 10月30日 諮問

11月29日 諮問庁からの弁明書の提出

令和7年 7月28日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和7年度第4回会議）

令和7年 9月17日 審議（令和7年度第6回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 石塚 武志）